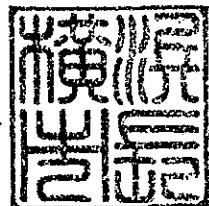


政基第152号
令和元年8月21日

南関東防衛局長 小波 功 様

横浜市長 林 文子



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
家族住宅等建設の取り止めに際して（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等の建設については、平成30年11月14日の「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により取り止められることが示されました。このことについては、本市としても歓迎いたしますが、横浜市域の飛び地については16年の日米合意で返還方針が示されていたにも拘わらず何も言及されていません。これでは地元金沢区民の皆様の理解を到底得られるものではなく、本市としても大変遺憾と言わざるを得ません。

これまで地元金沢区民の皆様は、家族住宅等の建設計画に対して、14年もの長きにわたり国との具体的協議に真摯に応じてこられ、大変なご苦労をされてきました。

今回の取り止めを受け「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」*から、これまで要望してきた飛び地を震災時の広域避難場所として安心して使用できるための機能や設備の確保などの地元意見をとりまとめた要望書が本市に提出されました。

この要望書を受け、地元金沢区民の皆様の思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、本書をとりまとめたので、国には真摯に対応されるよう要請いたします。

なお、池子地区は、本市として都市緑地法に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点としており、将来に亘って環境を保全すべきエリアと位置付けております。池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域を含む市内米軍施設の早期全面返還を重ねて要請いたします。

要請事項

1 将来的な住宅等建設の取り止め

家族住宅等の建設は取り止めとなりましたが、将来の住宅等建設については示されておりません。

この家族住宅等の建設計画は、過去 14 年間に亘って地元を翻弄し続けてきました。この建設がひとたび取り止めとなつた以上、この地において、住宅等の建設が再び計画されることのないよう強く求めます。

2 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の返還

家族住宅等の建設が取り止めとなつたにも拘わらず、既に返還方針が合意されている飛び地を含め、横浜市域の返還については言及されませんでした。

家族住宅等の建設が取り止めとなつた以上、既に返還方針が合意されている飛び地の早期返還はもちろん、横浜市域全体の返還が実現されるよう、精力的に日米間で協議を進めてください。

3 飛び地の広域避難場所機能の確保、運用及び早急な利用開始

現に広域避難場所として承認されている部分について、周辺住民が震災時に安全に利用できるよう、これまでの経緯を踏まえ、避難場所としての機能を確保していただくとともに、発災時には円滑に入出場できることなど、広域避難場所として実効性のある運用がなされるよう、米側と調整してください。

特に飛び地については、切迫する大規模震災に備え、発災時には速やかに自由な出入りができるよう、調整してください。

4 地元住民への説明

この要請への回答については、適切な期間内に書面により回答してください。

また、今後も日米で継続される飛び地の返還に関する協議については、その進捗状況を定期的に書面等により本市へお知らせください。なお、その内容については、必要に応じ、地元住民を代表する金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会に出席し、直接説明するなど誠意ある対応を求めます。

※「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」は、令和元年 6 月 17 日に「金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会」から改名されました。